

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公表番号】特表2004-534769(P2004-534769A)

【公表日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2002-591006(P2002-591006)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/7068

A 6 1 K 31/7076

A 6 1 K 31/712

A 6 1 P 1/16

A 6 1 P 31/14

C 0 7 H 19/067

C 0 7 H 19/10

C 0 7 H 19/167

【F I】

A 6 1 K 31/7068

A 6 1 K 31/7076

A 6 1 K 31/712

A 6 1 P 1/16

A 6 1 P 31/14

C 0 7 H 19/067

C 0 7 H 19/10

C 0 7 H 19/167

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月7日(2004.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

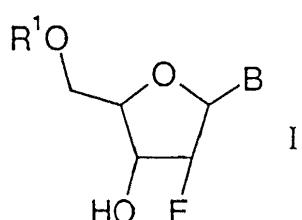
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式I:

【化1】

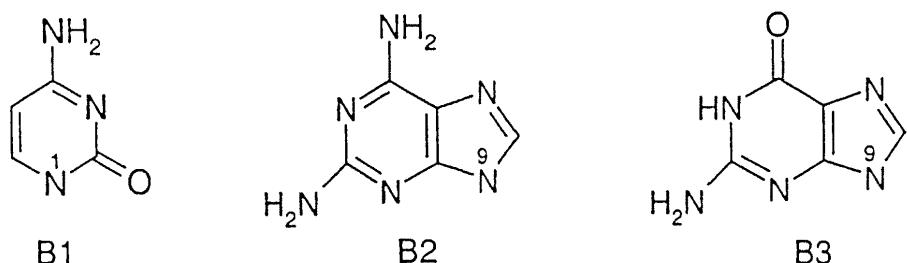


(式中、

R¹は、水素またはホスフェートであり、

Bは、式B1、B2またはB3：

【化2】



で示される1-ピリミジニルまたは9-ブリニル残基を示す)

で示される化合物および薬学的に許容し得るその塩の、C型肝炎ウイルス(HCV)が媒介する疾患の処置のための、またはそのような処置のための医薬の製造のための使用。

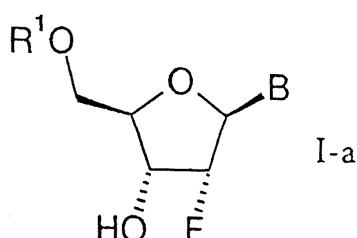
【請求項2】

化合物が、-Dまたは-Lリボフラノシドおよび薬学的に許容し得るその塩である、請求項1記載の化合物の使用。

【請求項3】

式I-a:

【化3】



(式中、

R¹およびBは、請求項1に定義したとおりである)

で示される請求項1または2記載の化合物および薬学的に許容し得るその塩の使用。

【請求項4】

R¹が、上記定義のとおりであり、Bが、1-ピリミジニルを示す、請求項1~3のいずれか一項記載の、式IまたはI-aの化合物、および薬学的に許容し得るその塩の使用。

【請求項5】

化合物が、

2-デオキシ-2-フルオロシチジン、

9-(2-デオキシ-2-フルオロ- -D-リボフラノシリル)-2,6-ジアミノブリン、

2-デオキシ-2-フルオログアノシン、または

2-デオキシ-2-フルオロシチジン5-O-トリホスフェートモノリチウム塩である、請求項1~3のいずれか一項記載の式IまたはI-aの化合物の使用。

【請求項6】

C型肝炎ウイルス(HCV)が媒介する疾患の処置のための、またはそのような処置のための医薬の製造のための、請求項1~5のいずれか一項記載の化合物または薬学的に許容し得るその塩。

【請求項7】

C型肝炎ウイルス(HCV)が媒介する疾患の処置のための、またはそのような処置のための医薬の製造のための、請求項1~5のいずれか一項記載の、式IもしくはI-aの

化合物または薬学的に許容し得るその塩の薬学的に効果的な量に基づく、医薬組成物。

【請求項 8】

C型肝炎ウイルス(HCV)が媒介する疾患の処置のための、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項記載の、式 I もしくは I - a の化合物または薬学的に許容し得るその塩の薬学的に効果的な量に基づく医薬組成物の使用。